

◎新潟県告示第1029号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、湯沢町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

| 検査日時   |                                | 検査場所        | 検査区域等  |
|--|--------------------------------|-------------|--|
| 8月7日（木）  | 午前10時から正午まで<br>午後1時から4時まで      | 湯沢町役場       | 湯沢町全域  |
| 8月8日（金）  | 午前9時から正午まで                     |             |  |
| 8月11日から平成27年3月13日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、12月31日、平成27年1月2日を除く。 | 午前9時30分から正午まで<br>午後1時から3時30分まで | 新潟県計量検定所    | 上記の未受検者                                      |
|  |                                | 特定計量器の所在の場所 | 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器 |

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会